新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部 を改正する条例の制定について

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する 条例を次のとおり制定する。

平成30年12月4日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部 を改正する条例

新居浜市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例(平成24年条例 第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「の土木工学科若しくは」を「の土木工学科又は」に、「卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後」を「卒業した後」に改め、同条第3号中「短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校」を「短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校」に、「卒業した後」を「卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」に改め、同条第4号中「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校」を「又は中等教育学校」に改め、同条第6号中「水道事業管理者」を「管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定

する管理者をいう。以下同じ。)」に改める。

第5条第2号中「卒業した後」を「卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」に、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」に改め、同条第4号中「水道事業管理者」を「管理者」に改める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準の 見直しを行うため、本案を提出する。